髙和果公報

発 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一丁目 2 番 20 号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

ページ

1

目 次

告 示

○国土調査の成果の認証○道路の区域変更

(用地対策課) (道 路 課)

公 告

○平成29年度製菓衛生師試験の実施

(食品・衛生

正 誤

◎正誤(平29・3・31付け 公営企業局管理規程)

告 示

高知県告示第349号

安芸郡馬路村馬路の一部地区及び高岡郡佐川町丙の一部地区に おける地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、 同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月18日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 調査を行った者の名称
- (1) 馬路村
- (2) 佐川町
- 2 調査を行った地域及び時期
- (1) 安芸郡馬路村馬路の一部 平成25年度及び平成26年度
- (2) 高岡郡佐川町丙の一部 平成25年度及び平成26年度
- 3 成果の名称
- (1) 馬路村地籍図及び地籍簿
- (2) 佐川町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日

平成29年4月18日

高知県告示第350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年4月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月18日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名南国伊野
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
神727番 1	横ノ木字石	前	3. 2	211
		後	12. 6	211

·-----公 告

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定により、平成29年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。 平成29年4月18日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 試験の日時
 - 平成29年7月12日(水)午後2時から午後4時まで
- 2 試験の場所
 - 高知市本町五丁目6-42 高知会館
- 3 試験手数料
 - 9,400円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)
- 4 受験願書の提出期間

平成29年6月5日(月)から同月12日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成29年6月12日付けの消印のあるものまで受け付ける。

- 5 受験願書の提出先
- (1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合は、高知市保健所
- (2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課
- 6 合格者の発表

平成29年7月26日(水)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、合否を通知する。

また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

恒

榖

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄	正	誤
平29·3·31 号外8 ◎公 営企業局管理 規程	5	左 (45)	第21条第2項第2号中「小学校就学の始期」を「3歳」に、「3 歳」を「小学校就学の始期」に改める。 第22条中「第19条第2項、第20条第1項後段並びに前条第1項	第22条中「第19条第2項、第20条第1項後段並びに前条第1項		
				右 (6)	<u>第8項</u> において「申出の期間」という。	第9項において「申出の期間」という。